

○教育機関の組織及び運営に関する規則（図書館関係部分抜粋）

昭和41年4月1日 山形県教育委員会規則第2号
最終改正：令和6年4月1日 山形県教育委員会規則第6号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に基づき設置された学校以外の教育機関（以下「教育機関」という。）の組織及び運営の基本的事項について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 図書館

（名称及び位置）

第2条 山形県立図書館条例（昭和25年8月県条例第45号）により設置された山形県立図書館（以下「図書館」という。）の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立図書館	山形市

（所掌事務）

第3条 図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 図書館資料の収集、整理及び利用に関すること
- （2） 図書館資料利用のための調査相談に関すること
- （3） 読書会、研究会、展示会等の主催及び指導奨励に関すること
- （4） 他の図書館、公民館等との相互協力及び連絡提携に関すること
- （5） その他図書館の運営について必要な事項に関すること

（内部組織）

第4条 図書館に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務課	総務係
経営課	
企画課	

（開館時間）

第5条 図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- （1） 年始 1月1日から3日まで
 - （2） 毎月の第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日に当たるときは、その翌日）第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日
 - （3） 特別整理日 年間15日以内で館長が指定する日
 - （4） 年末 12月29日から31日まで
- 2 館長は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において休館し、又は休館日において開館することができる。
- 3 第1項第3号の休館日を指定したとき及び前項の規定により第1項の休館日以外の日において休館し、又は休館日において開館するときは、館長は、あらかじめその旨を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(掲示)

第7条 館長は、図書の館内閲覧、館外貸出その他図書館資料の利用について、必要な事項を図書館内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(利用の手続)

第8条 図書館資料を利用しようとする者は、館長の定めるところにより、所定の手続を経なければならない。

(費用の負担)

第9条 利用者は、図書館資料の利用のために要する輸送の費用を、すべて負担しなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

(亡失等の弁償)

第10条 利用者は、図書館資料を亡失若しくは汚損したとき又は図書館の施設、設備、備品等を滅失若しくはき損したときは、現品又は相当の金額で弁償しなければならない。

(図書館資料の寄贈及び委託)

第11条 館長は、図書館資料の寄贈又は委託を受けようとするときは、所定の手続を経てこれを行わなければならない。この場合において、運搬費の負担、委託資料の返戻等については、寄贈又は委託する者と協議して定めるものとする。

(利用禁止)

第12条 館長は、この規則に基づく規程若しくは館長の指示に従わない者又は不都合な行為があると認められる者に対しては、図書館の利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

(館長への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、図書館について必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

第10章 職制

(職及び職務)

第64条 次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	教育機関の組織	職務
館長	図書館	上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長	教育センター、青年の家及び少年自然の家	
副館長	図書館	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代決する。
副所長	教育センター	所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代決する。
次長	青年の家及び少年自然の家	所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代決する。
分館長	少年自然の家の分館	上司の命を受けて分館の研修業務を掌理する。
課長	課	上司の命を受けて課の事務を処理する。
係長	係	上司の命を受けて係の事務を処理する。

第65条 前条に定める職のほか、必要に応じ次の表の左欄に掲げる職を教育機関に置き、その職務は同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事項を掌理し、上司に事故あるときは、その職務（主幹が掌理する事務に限る。）を代決する。
専門員	上司の命を受けて特定事項を処理する。

シニア専門員	上司の命を受けて知識経験に基づき特定事項を処理する。
主任指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的事務を処理する。
主任社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的業務を処理する。
業務名を冠する主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
シニア主査	上司の命を受けて知識経験に基づき担当事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
シニア主任	上司の命を受けて知識経験に基づき担当事務を処理する。
主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
専門指導主事	上司の命を受けて知識経験に基づき教育に関する専門的事務に従事する。
指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的業務に従事する。
司書	上司の命を受けて図書館の専門的事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。
社会教育主事補	上司の命を受けて社会教育の業務に従事する。
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。
シニア技能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務に従事する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 山形県立図書館規則（昭和25年9月県教育委員会規則第9号）
 - (2)～(4) 略

附 則（令和6年4月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。